

法曹への基本ルート

法科大学院

法曹養成のための専門職大学院。入試の段階で法律の基礎があると認められた人が入学できる法学既修者コース(修業年限2年)と入試の段階では法律の知識を必要としない法学未修者コース(修業年限3年)があります。法科大学院を修了すると新司法試験の受験資格が得られます。

予備試験

2011年よりスタートする新しい試験。合格すると法科大学院修了者と同様に新司法試験の受験資格が得られます。

修了

合格

新司法試験

新しい法曹養成制度に基き、2006年よりスタートした試験。現時点では、法科大学院を修了した方のみが、修了した年の4月から5年以内に3回受験できます。裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用力を有するかどうかを判定する試験で、法科大学院課程における教育および司法修習との有機的連携の下に行われます。試験は例年5月中旬の4日間で、短答式試験(マークシート)と論文式試験が実施されます。

合格

旧司法試験

新しい法曹養成制度がスタートする前から実施されていた司法試験で、2010年を最後に廃止される試験です。(2011年は口述試験のみ実施)。廃止に伴い、合格者数は徐々に減少し、2009年の合格者数は92名、合格率は0.6%とかなりの超難関試験となっています。

合格

司法修習

新司法試験に合格すると、1年間の司法修習(新司法修習)に入ります。修習期間の内訳は、8ヶ月の分野別修習と2ヶ月の選択型修習、2ヶ月の集合研修となっています。特に選択型実務修習は新司法試験ではじめて導入された課程で、分野別実務修習後に修習生自身が自身の進路、興味、関心に応じて分野別実務

では体験できなかった領域について主体的に選択設計できる修習です。修習期間の最後には司法修習生考試が実施され、これに合格するといよいよ法曹デビューです。

修了

法曹

裁判官 judge

検察官 prosecutor

弁護士 lawyer